2　参加資格

次の⑴及び⑵に掲げる要件をすべて満たす単体又は、次の⑴から⑶までの要件をすべて満たす者により構成され、かつ⑷の要件を満たす共同企業体とする。

⑴　単体及び共同企業体のすべての構成員に求める要件

①　次のアからエに該当しない者であること。

ア　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

イ　破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律第154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成８年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

ウ　次の一に該当すると認められる者でその事実があった後、２年を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

㋐　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

㋑　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

㋒　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者

㋓　監督又は検査に際し、職務の執行を妨げた者

㋔　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

㋕　その他、当社に損害を与えた者

エ　前号に掲げる者のほか、反社会的勢力と認められる者。なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他次に掲げる者をいう。

㋐　日本郵政グループ各社が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

㋑　日本郵政グループ各社が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

㋒　その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

②　競争参加資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東京都内において、日本郵政グループ各社により競争参加（指名）停止、国土交通省関東地方整備局又は東京都から指名停止を受けている者でないこと。

⑵　単体及び共同企業体の代表者に求める要件

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知が建築一式1,200点以上であること。なお、総合評定値の審査基準日は、入札書受付締切日の１年７か月前までとし、かつ最新のものであること。

②　建築基準法第88条第１項に規定する工作物及び建築基準法第85条第５項に規定する仮設建築物並びに工場、車庫、倉庫及び市場等の建物用途以外の建物であり、平成19年度以降に元請けとして完成した、「人口集中地区（※）において、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、地上８階建て以上かつ延床面積が13,000㎡以上の建物の解体工事」の要件を満たす工事の施工実績を有すること。また、工事内容の適用にあっては以下のとおりとする。

ア　解体工事は、新築工事等に包含された工事を含み、躯体、外装のほか内装の解体を含む工事であること。

イ　複合構造の建物の場合、要件とした構造の部分が要件とした階数及び延床面積を満たすこと。

※　人口集中地区とは、原則として人口密度が１平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域をいい、平成27年国勢調査人口集中地区境界図に基づくものとする。また、国外による実績の場合は、国内の人口集中地区と同等以上と見込まれる地区とする。

③　次に掲げる要件を満たす建設業法の建設工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置すること。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。

イ　建築基準法第88条第１項に規定する工作物及び建築基準法第85条第５項に規定する仮設建築物並びに工場、車庫、倉庫及び市場等の建物用途以外の建物で、平成19年度以降に完成した、「鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、地上８階建て以上かつ延床面積が10,000㎡以上の建物の解体工事」の要件を満たす工事を３か月以上経験した者。なお、この経験した工事は会社の施工実績と異なってもよいものとし、工事内容の適用にあっては以下のとおりとする。

㋐　解体工事は、新築工事等に包含された工事を含み、躯体、外装のほか内装の解体を含む工事であること。

㋑　複合構造の建物の場合、要件とした構造の部分が要件とした階数及び延床面積を満たすこと。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（裏面に講習終了履歴の記載が無い場合は、別に監理技術者講習終了証が必要。）を有する者であること。

エ　主任技術者又は監理技術者にあっては、申込書の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申込書の提出期限日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑶　共同企業体の代表者以外の構成員に求める要件

①　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29に基づく総合評定値の通知が建築一式1,200点以上であること。なお、総合評定値の審査基準日は、入札書受付締切日の１年７か月前までとし、かつ最新のものであること。

②　建築基準法第88条第１項に規定する工作物及び建築基準法第85条第５項に規定する仮設建築物並びに工場、車庫、倉庫及び市場等の建物用途以外の建物であり、平成19年度以降に元請けとして完成した「人口集中地区において、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、地上８階建て以上かつ延床面積が6,500㎡以上の建物の解体工事」の要件を満たす工事の施工実績を有すること。また、工事内容の適用にあっては、以下のとおりとする。

ア　解体工事は、新築工事等に包含された工事を含み、躯体、外装のほか内装の解体を含む工事であること。

イ　複合構造の建物の場合、要件とした構造の部分が要件とした階数及び延床面積を満たすこと。

③　次に掲げる要件を満たす建設業法の建設工事業に係る主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置すること。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有するものと認定した者をいう。

イ　建築基準法第88条第１項に規定する工作物及び建築基準法第85条第５項に規定する仮設建築物並びに工場、車庫、倉庫及び市場等の建物用途以外の建物で、平成19年度以降に完成した、「鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造で、地上８階建て以上かつ延床面積が6,500㎡以上の建物の解体工事」の要件を満たす工事を３か月以上経験した者。なお、この経験した工事は会社の施工実績と異なってもよいものとし、工事内容の適用にあっては以下のとおりとする。